

# 重要

## 必ずお読みください！

90日以内の滞在（ビザ免除プログラム）で渡航される日本国籍の方へ

### ■ ESTA / エスタ（電子渡航認証システム）の申請について

日本国籍保持者が90日以内の観光（短期での就学も含む）または商用等の目的で米国（ハワイを含む）に滞在する場合、日本を出発する前に ESTA の申請、渡航認証を受けなければなりません。

#### ■ 申請に必要なもの

パスポート（旅券）	日本国籍	申請には自身の滞在期間中有効なパスポートが必要です。
-----------	------	----------------------------

#### ■ ESTA 申請について

申請方法	オンライン申請	申請は専用ウェブサイトから行います。 ESTA ウェブサイト： <a href="https://esta.cbp.dhs.gov/esta/">https://esta.cbp.dhs.gov/esta/</a>
申請料	\$14	クレジットカードでの支払い。
ESTA 有効期限	2年間	渡航の都度申請する必要はありません。 ただし登録したパスポートの有効期限が切れたら、新たに ESTA の申請が必要です。

※ 90日を超える滞りの場合は、別途査証（ビザ）の申請を行うため、ESTA の申請は不要です。  
※ 90日以内の滞在であっても、1週間の授業時間が18時間以上のプログラムを受講する場合は、査証（ビザ）の申請が必要です。  
※ 実際の滞在可能期間は、入国時にパスポートに押されるスタンプに記載されます。必ずご確認ください。

- ・ 米国大使館のホームページでは、渡米の計画が立てられ次第申請することをお勧めしています。
- ・ ビザ免除プログラムでの渡米には、往復または、次の目的地までの航空券を所持している必要があります。

### ■ 入国審査

ESTA で入国する人は、各種プログラムなどに参加する場合も、米国入国の目的は「観光」となります。入国審査で渡航目的を訪ねられた際は、「観光（Sightseeing）」とお答え下さい。

#### ■ 入国審査にて必要なもの

- ・ パスポート
- ・ 税関申告書（飛行機の中で配布されます）

下記書類も必要になることがあるので、スーツケースにはしまわず、手元に用意しておいて下さい。

- ・ Letter of Acceptance（語学学校が発行する英文の入学許可証）
- ・ 航空券もしくはEチケットの控え

入国審査で学校に行くことを申告すると、「なぜ学生ビザを持っていないのか」と質問されることがあります。そのような場合は Letter of Acceptance を提示しましょう。  
Letter of Acceptance には通学期間や受講するレッスンの時間数などが表記されているため、学生ビザが必要ない範囲での就学であることを証明できます。